

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（地域の農家や生産者からの原材料調達を進めるとともに、近隣の飲食店・宿泊施設・観光関連事業者と連携し、地域全体で観光客の受け入れ体制を強化します。これにより、クラフトビールや食を通じた新たな観光資源を創出し、地域経済の活性化に寄与します）
- b.
- c. 専門人材マッチング（クラフトビール醸造や宿泊運営に関する専門的な知見を持つ人材とのマッチングを推進します。具体的には、醸造技術者、デザイン・ブランディング人材、インバウンド対応が可能な外国語人材との協力を進め、商品力・発信力・接客力を強化します）
- d. グリーン化の取組（規格外果実を活用することで廃棄を減らし、輸送・処理に伴うCO₂排出削減に取り組みます。地元調達によるフードマイレージ削減も進め、持続可能な醸造事業を実現します）
- e.
※ その他取り組み（当事業は、地域住民と観光客が交流できるイベントの開催や、地域資源を活かした商品開発（地元茶葉を活用した発酵飲料や限定ビール等）を積極的に行います。これにより、地域の魅力を再発見するとともに、観光振興と地域活性化に貢献します）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、

原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者 の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書 ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない 短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な 負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

R7年9月6日

麦宿 伝 GUEST HOUSE BREW 代表 木和田 伝 企 業 名
役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。